

# LPガスの補助金が 利用しやすくなりました。

申請期限  
12/20まで

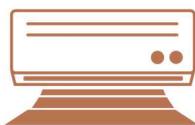
原材料価格やエネルギー価格が高騰する状況の下、LPガス価格高騰の影響が大きい県内中小企業の事業継続等を支援します。

例えば、このような取組みに対して補助金が受け取れます！



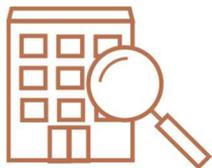
### ◆ 修繕や補修

- ・外壁や内装の修復
- ・製造機械の予防修繕
- ・社用車の修理



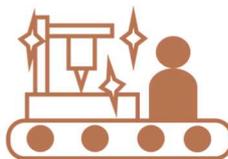
### ◆ 備品の購入や入替え

- ・エアコンの買い替え
- ・ソフトウェアの購入
- ・机椅子の更新



### ◆ 点検やメンテナンス等

- ・設備の定期メンテナンス
- ・機械の動作チェック
- ・機械設備の移設



### ◆ 設備の導入や入替え

- ・製造機械の購入
- ・蛍光灯のLED化
- ・看板の新規設置

○ 今回の募集から新たに、設備や備品の新規購入も補助対象となり、事業に必要な設備に関する費用が幅広く補助対象となりました。

○ 既に実施済みの修繕や購入済の設備も補助対象となります(R5年4月1日以降が対象)。

## 対象者は？

令和4年1月以降の任意の1か月間の売上高、粗利益が、令和元年～令和3年の同じ月と比較して5%以上減少している県内中小企業・個人事業主

## 補助率・補助上限は？

補助上限も増額！

補助率：補助対象経費の1/2

補助上限：令和4年4月から令和5年9月までの10か月分のLPガス使用量×7.8円/kg  
(または17円/m<sup>3</sup>)[最大70万円まで]

LPガス高騰対策緊急支援補助金事務局へ申請書類を郵送にて提出してください。

申請要領や申請様式等は、新潟県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/r5-lpgas-kigyoushien.html>

お問い合わせ (土日祝日、年末年始を除く 9:00~17:00)

LPガス高騰対策緊急支援補助金事務局

TEL:080-8900-0816 (一般社団法人新潟県LPガス協会)

〒951-8131 新潟県新潟市中央区白山浦1丁目636-30 新潟県中小企業会館内



「別記第2号様式添付資料」に必要事項を入力すると事業要件に合致しているかや、補助上限額の算定を行うことができますので、お問い合わせや申請前にお試ください。

## ○ 補助対象経費の例

修繕・補修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業者が製造ラインで稼働する機械の修繕や部品交換</li> <li>・旅館が客室の破れた壁紙等の内装を補修</li> <li>・印刷業者が印刷機械のオーバーホール</li> <li>・廃棄物リサイクル業者が廃棄物回収用のトラックを修理</li> <li>・介護施設で施設の空調設備を修繕</li> <li>・小売業者が自社のホームページをリニューアル</li> </ul>
設備の購入・入替え等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業者新たな製造機械を購入</li> <li>・事務所の古くなったエアコンを買い替え</li> <li>・旅館が古くなった客室のユニットバスを更新</li> <li>・タクシー事業者が新たに配車管理システムを導入</li> <li>・飲食業者が机椅子等の備品を入替え</li> <li>・営業所の看板を新規に設置</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業所の建物や機械設備等の点検</li> <li>・機械設備の試験運転や動作確認</li> <li>・機械設備等の移設</li> </ul>

今回から事業に必要な設備や備品の購入・入替え等も補助対象経費となります。

・消耗品類の購入等は補助対象となりません。

## ○ 過去の募集との変更点

	前回までの募集	今回の募集
補助対象の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に必要な設備等の修繕(機能回復)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に必要な設備等の修繕(機能回復)</li> <li>・事業に必要な設備等の改修(機能向上)</li> <li>・事業に必要な設備等の新規購入等</li> <li>・事業に必要な設備の点検等</li> </ul>
補助上限額の拡大	令和4年度の8.5か月分のLPガス使用量×7.8円/kg (または17円/m <sup>3</sup> ) [最大60万円まで]	令和4年4月から令和5年9月までの10か月分のLPガス使用量×7.8円/kg (または17円/m <sup>3</sup> ) [最大70万円まで]
申請手続きの簡略化	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業実施前に「交付申請書」を提出</li> <li>② 事業完了後に「実績報告書」を提出</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>事業完了後に「交付申請兼実績報告書」を提出</u></li> </ol>

- ・令和5年4月1日以降に実施した事業が対象です。
- ・今後実施する事業も補助の対象となりますが、12月20日に支払いまで完了している必要があります。
- ・本事業の変更点や詳しい内容については補助金事務局までお問い合わせください。
- ・10か月分の使用量は12か月分の使用量に10/12を乗じて算出します。

## ○ その他注意事項

- ・申請の際は、必ず「申請要領」をお読みください。
- ・付加価値額が10%以上減少している場合も補助対象事業者となります。（詳細は申請要領を参照）
- ・複数の支店・営業所等で個別に契約をしている場合は、合算したLPガス使用量で補助上限額を算出します。
- ・申請から支払いまでは概ね2か月程度の期間を要します、余裕をもって申請してください。
- ・前回までの募集で既に交付決定を受けている事業者については、補助上限額と既交付決定額との差額分を上限として再度申請が可能です。（既交付決定事業者へは個別に事務局から連絡します。）
- ・予算に達した場合予告なく募集を締め切る場合があります。